

9月越谷市議会の中で 議員提出議案第7号 「安倍元首相の国葬について慎重な国会審議や国民的な論議を行い中止をすることを国に求める意見書」が提出され、私はその賛同人となりました

採決の結果、自民党、公明党、維新の会、刷新クラブ等の反対で否決されました。明日(9月27日)の安倍元首相の国葬議を控え、議場での私の賛成討論の全文を紹介します。

議長の許可のもと、議員提出議案第7号 「安倍元首相の国葬について慎重な国会審議や国民的な論議を行い中止をすることを国に求める意見書」に対して、賛成討論をします。

討論の入る前に凶弾に倒れ亡くなられた安倍晋三元首相とご家族の皆様にご場を借りて謹んで哀悼の意を表明します。

岸田文雄首相は、本年7月14日に開かれた記者会見にて、7月8日に凶弾に倒れた安倍晋三元首相の葬儀を今秋に「国葬儀」の形式で行うと発表しました。安倍元首相が亡くなられて僅か6日後と言う異例の決定がここ30年あまりの「私たちの社会」を問い直す契機となるのか、私たちは試金石に立っています。

そこで3つの視点から討論をします。

第一に国葬の意義とそれに対する国民の反応について

第二に国葬実施の法的位置づけについて

第三に国葬を通した人権民主主義との関係性について

第一の国葬の意義とそれに対する国民の反応について。

7月14日の記者会見で。岸田首相は国葬儀の理由として第1に憲政史上で最長期間、首相を務めたこと。第2に様々な分野で重要な実績を上げたこと。第3に国内外から哀悼の意が寄せられていること。第4に安倍元首相を追悼するとともに、わが国が暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜く、と国葬の意義を語りました。

しかし、第一の長期の在任期間が理由ならば、何故戦後2番目に長い佐藤栄作元首相は国民葬だったのか、また衆参ダブル選挙の期間中に急逝された現職の総理大臣だった大平正芳首相が内閣・自民党合同葬だったのか、更に同じように現職の総理大臣在任中に亡くなられた小渕恵三首相も内閣・自民党合同葬が挙行されましたので、その整合性に疑問がおこります。

第2の意義の様々な分野で重要な実績を上げたことについてです。

確かに自民党政権下でアベノミクスの実施や安保法制や特定機密保護法等の制定などのこれまで政権とは異質とも思われる様々な施策を次々と実施して来た事は、事実ですがそれだけにこれを実績や評価としてではなく、大きな過ちとして受け止めている国民も少なからず存在しています。

また、反社会的なカルト集団と言われている「旧統一教会」との深い関係が明らかになり、国民からの批判にさらされています。

第3に国内外から哀悼の意が寄せられていることについて。

これも確かに銃撃された奈良県の現場に献花に訪れる国民をはじめ世界各国から弔意が寄せられていますが、選挙期間中の応援演説中に一国民の手製の銃によって命が奪われるという、治安が安定している我が国での衝撃的な事件に驚愕した事に対する内外の反応であり、この点が大きく影響しています。

第4に安倍元首相を追悼するとともに、わが国が暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜くについて。

「断固民主主義を守り抜く」とはどのような意味でしょうか。民主主義を標榜するのなら野党が現行憲法の規定に基づき要求している臨時国会の開催に岸田首相は何故応じないのでしょうか。自民党の憲法改正草案第53条にも「衆参両院のいずれかの4分の1以上から要求があれば、要求があった日か20日以内に臨時国会が召集されなければならない」と規定されています。

この規定からも民主主義を誠実に履行しようとする姿勢は弱く、まさに憲法違反と指摘されています。

この様な国葬の意義に対して、国民各界、各層から反対や抗議の声明が次々に発表されています。

言論界 宗教 法曹 職域 女性、児童の権利 被爆地での講義や疑念が表明されています。

また、国葬に反対するデモや抗議行動も全国各地で取り組まれています。

女性有志による「国葬はさせない女たちの会」が8月5日国会議事堂前で抗議集会を開催されました。

8月16日には作家の落合恵子氏、前川喜平元文科省事務次官らが東京、新宿でデモが実施されました。

8月20日には若者有志らでつくる「選挙ギャルズ」による東京都内でパレードが行われ、8月30日には市民団体「戦争させない9条壊すな」総がかり行動実行委員会」などが呼び掛け、国会議事堂前でのデモに約4000人が集まりました。

その後も9月に入り全国各地で、市民を中心に国葬の中止をもとめる集会やデモが展開されています。

更に上野千鶴子・東京大学名誉教授、中島岳志（たけし）・東京工業大学教授、ルポライターの鎌田さとし氏、経論家の佐高信氏ら17人が呼びかけ人となったグループや自由法曹団など4者の「安倍元首相の国葬中止を求めます」とのオンライン署名では、短期間で40万筆が集まりました。

また、「国葬の差し止めを求める訴訟」も市民団体を主体として、東京、横浜、大阪、そして埼玉等の地裁に「思想、良心の自由や人格権を侵害する」と主張して裁判を起こしています。

更に地方議会でも、本年9月6日葉山町議会が「安倍元首相の国葬に反対する意見書」を採択、また同9月8日には小金井市議会が「国葬を行わないことを求める意見書」を採択しました。

また、三重県伊賀市長の岡本栄市長は、「根拠が薄弱ではないか」と述べ半旗掲揚や記帳所の設置などの弔意の表明は行わない考えを示しています。

更に、長野県佐久市の柳田清二市長は9月7日、自身のツイッターで、佐久市では「国葬に際し（国旗の）半旗の掲揚は行わない」と表明しました。

市の出先機関や市立小中学校でも同様に掲揚しないと説明し、市役所での職員による黙とうの呼びかけについても「考えていない」と表明しています。

これらの全国的な反対や中止の運動も反映してマスコミの世論調査では、共同通信 読売新聞 NHK 時事通信 毎日新聞 産経新聞・FNN では反対が賛成を大きく超えています。

更に今朝の朝日新聞に9月11日、12日の全国世論調査の結果が掲載されています。それによると賛成38%、反対56%となり8月の賛成41%反対50%から、更に反対が6%も増えてやはり過半数を超える国民が反対しています。

この様に、国論を二分するような状態になっており、国全体で故人を慰霊する葬儀を実行する状況になっていなのです。

第二の視点、国葬実施の法的位置づけについて

本年8月9日 神奈川県弁護士会は会長名で以下の様な声明を出しました。

岸田文雄内閣総理大臣は、安倍元首相の葬儀を全額国費による「国葬」にて行う旨を発表し、2022年7月22日、内閣において「国葬」実施の閣議決定を行った。しかし「国葬」については、現行法上、根拠となる法律が存在せず、法治主義国家としての基幹的法理たる「法律による行政の原理」に抵触する他、憲法上看過できない問題がある。

よって、当会は、日本国憲法のもと基本的人権の擁護及び社会正義の実現を使命とする法律家団体として、安倍元首相の「国葬」実施に反対する。

1 実施の根拠となる法律の不存在について

戦前、明治憲法下においては、国の統治者たる天皇に立法権があり、天皇の勅令による法規が多数存在した。「国葬令」もその一つであるところ、国葬令は1947年（昭和22年）4月18日公布の「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」により失効している。

国会議事録を紐解けば、憲法制定・施行時の国会は、国葬令が新憲法に抵触することを前提に、国葬令を新たに立法化しないことを選択しており、国会の意思決定として国葬令の廃止を判断した歴史的経緯がある。

他方、岸田首相及び内閣法制局は、内閣府設置法4条3項33号（内閣府の所掌事務の一として「国の儀式ならびに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」を挙げる）を根拠として「国葬」を実施することができるとしている。

しかし、第一に、内閣府設置法はいわゆる組織規範であり、行政府たる内閣の具体的な活動に国会が事前承認を与え、その実体的要件・効果を定める根拠規範ではないから、「国葬」実施の根拠法にはならない。

第二に、「内閣府」は「内閣」の内部に置かれ、内閣の事務の補助を任務とする組織であるから（法2条、3条1項）、内閣の権限を越える権限を持ち得ないところ、内閣の職務は憲法73条に列挙されており、「国葬」の実施は同条柱書（はしらがき）及び各号のいずれにも該当しない。

同条各号を例示列举と解釈しても、例示事項から大きく外れ、かつ、後述するとおり他の憲法規定に抵触する「国葬」の実施は、「法律を誠実に執行」することを職務とする内閣において、およそ権限外の事項である（憲法73条1号）。

このような政府解釈が許されるのであれば、内閣府設置法を根拠に政府がいかなる儀式も実施できることになるが、そのような結論は、<法律による行政の原理>や国会を唯一の立法機関と定め、三権分立を骨格とする日本国憲法のもとでは成り立ち得ない。

さらに、国葬の実施には税金が支出されるから、税金の使途は国会の議決に基づかなければならないとする「財政民主主義の原則」（憲法83条）の観点からも問題がある。

なお、閣議決定とは内閣の意思決定方法に過ぎないから、内閣の権能を超える事項について閣議決定を経たとしても法的に無効であって、正当性を生じさせるものではない。

としています。

本年9月8日国会の閉会中審査で「安倍氏国葬」について野党からの質疑に応えた岸田首相は、「国会の意見を聞くべきだったのでは」に対して

- ① 国葬は行政権の範囲内で実施可能
- ② 内閣府設置法に基づくもので、閣議決定の正当性がある。
- ③ 「国葬儀」は行政権に基づく と説明しました。

しかし、先述したように、内閣府設置法はあくまで行政の事務の遂行であり、どの様な行事を自由に決定するかの権限は与えられていません。

岸田首相が強調されている「国の儀式」とは憲法に基づき皇室典範で定められている「大喪の礼」（皇室典範24条、25条）など法律で規定されている儀式的ことを指すと解釈すべきであり、国葬の根拠法令とはならないのです。

国葬を国葬儀と呼び方を変えても、その国葬儀の決定を内閣の意思だけでは決定できないのです。7年8ヵ月の長期政権でノーベル平和賞を授与された佐藤栄作元首相を国葬とすべきかいなかの議論で、当時の吉国一郎内閣法制局長官（故人）が国葬について「法制度がない」「三権の了承が必要」との見解を三木武夫首相に示していたことから明確となっています。

先に逝去されたイギリスのエリザベス女王の国葬も、その決定には国会の決議が必要とされています。

「国葬」の実施は、国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制する契機をはらむものであり、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）との関係で好ましくない状況も想定されます。

国葬の実施には多額の税金が支出され、それは予備費を充当するとしていますが、税金の使途は国会の議決に基づかなければならないとする「財政民主主義の原則」（憲法83条）の観点からも問題があります。

地方自治における議会の議決行為の対象となる予備費は災害等不測の事態に対応するために支出出来ることは議場の議員の皆さんが良く承知している事は言うまでもありません。

また、1946年には地方公共団体に対して「公儀その他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭、追悼会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」との通達が出されています。

結論として、閣議決定とは内閣の意思決定方法に過ぎないから、内閣の権能を超える事項について閣議決定を経たとしても法的に無効であって、正当性を生じさせるものではない、と云うことです。

第三に国葬を通した人権民主主義の関係性について

国葬問題、旧統一教会問題をめぐる議論を、政権に対する支持・不支持のレベルに回収されることなく、「私たちの民主主義」を問い直す回路へとつなぐ問題設定が求められています。

戦前、国葬は天皇の下での国家統合・国民動員の装置として機能しました。戦後に国葬を法制化するに至らなかったのは、戦後憲法下での国葬の意義を再定義できなかったからです。天皇主権・立憲君主制の下での国葬とは異なる、国民主権・立憲民主主義における国葬とは何なのか。

この点について、国葬問題に詳しい中央大学の宮間純一教授は以下の様に述べられています。

「今回国葬を復活させるのであれば、戦前・戦中期に行われていた国葬とは何だったのか、考える必要があるでしょう。

さらに言えば、国家が行う儀式とは。その国家がどういうものを表す場面だと思えます。ですから本来であれば、戦後日本の民主主義とは何なのか、自由主義とは何なのか、ということをお問いたださなければいけないと思えます。そのうえで、こういう国葬のあり方はどうかという話がでてくるのであれば、検討の余地はあるかもしれません。

国葬の法的根拠とか、基準が難しいといったことは、あくまでも政治問題として議論されてきたことで、それらも重要なことですが、それだけでは本質的な議論は深まらないと思えます」と。

国民の税金を使って国家の名の下に行われる国葬を閣議決定で行うことも、単なる手続き問題では済まされない。例えば次のような指摘は重要です。

この点から高安健将・成蹊大学教授も以下の様に発言されています。

「そもそも国葬とは何なのか、ということもほとんど議論されていません。国のお金でお葬式をするだけということなのか。けれどその場合でも、例えば遺族が宗教色を望んだ場合にはどうなるのか。国のお葬式だとすると、国民が何らかの形で参加を強いられるのか。～中略～日本のように同調圧力の強い社会で、政治利用のおそれのある国葬を行うということ自体、思想の自由を侵害するかもしれないということは注意しなければなりません。信教の自由を理由にカルト団体の取り締まりを躊躇する人々が、なぜこちらの問題では躊躇しないのか不思議です。国葬をやろうという人々からは、説得力のある説明も聞こ

えてきません。国民的合意を得る必要性、国民に対する畏れを、政権を担っている人々が感じていないということを示す決定だと思います」と。

国葬をめぐるこうした論点は、安倍氏や岸田政権に対する政治評価のみに回収されるものではないし、既存の与野党の枠組み一利害集団民主主義一では、会話としても深まりません。敵と味方を峻別したり、政権に対する支持・不支持の二項対立を前提とするような「議論」ではなく、多様な視点を前提に「私もあなたも主権者として考えてみませんか」という対話ができるような、フォロワーシップへの転換が不可欠です。

「現代において銃で権力を掌握するのは困難だ。これは良いニュースで私たちは民主主義は安全だと当然の様に思っているが、実はそうではない。民主主義は別の方法で死ぬのだ。怒れる市民には民主主義的な制度を民主主義に反して使う指導者を選ぶ余地がある。こうした内部からの死に対して民主主義は本質的に脆弱だ」これは「民主主義の死に方」の著者 スティーブンレベツキー 米ハーバード大学教授の言葉です。

この様に内部からの死に対抗出来る主体的な条件を涵養していく舞台として、議会や行政はもとより広く市民同士が議論して行く材料として、本議場の意見書への賛成や反対の主張を含めて活発な世論が形成されることを心より期待して賛成討論を終わります。

以上